総行行第113号 国官技第6号 国不入企第2号 令和3年4月9日

各都道府県総務担当部長 各都道府県土木部長 各都道府県議会事務局長 各指定都市総務担当局長 各指定都市議会事務局長

> 総務省自治行政局行政課長 公 印 省 略) 国土交通省大臣官房技術調査課長 (公 印 省 略 国土交通省不動産・建設経済局建設業課長 (公 印 省 略)

公共工事の品質確保を図るためのプロポーザル方式等の適切 な運用について(通知)

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号。以下「品質確保法」という。)に基づき、地方公共団体は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、その品質確保を図ることを基本理念として、それぞれの地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有することとされており、この責務を全うするため、同法及び同法第9条第1項に基づく公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成17年8月26日閣議決定。以下「基本方針」という。)はもとより、地方公共団体の入札、契約等の財務事務を定める地方自治法(昭和22年法律第67号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)並びにこれらの関係法令に基づいた適切な運用が求められているところです。

もとより地方公共団体の入札及び契約の方法は、機会均等、競争性、公正性、経済性及び透明性の原則を図る必要性から、これらの原則が最も有効に発揮される一般競争入札によることとし、地方自治法及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)において定めるところにより、こ

れらの原則の妨げにならない範囲において随意契約によることができることとされている一方、公共工事等については、品質確保法にも規定されているように、工事等の性格、地域の実情等に応じ、多様な入札及び契約の方法の中から発注者が適切な方法を選択し、又は組合せによることができることとされており、その具体的な方法として、調査、設計等の業務委託を対象として、内容が技術的に高度であるもの又は専門的な技術が要求されるものであって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合に活用が考えられる「プロポーザル方式」と、工事の請負を対象として、技術的難易度が高く仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえて必要があると認めるときに技術提案を広く公募の上その審査結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約を締結する方法である「技術提案・交渉方式」(以下、これらの方式やこれらの方式に類する価格の評価によらず技術提案等により受注者を選定する方式をまとめて「プロポーザル方式等」という。)について、品質確保法及び基本方針においてその活用が要請されているところです。

プロポーザル方式等の活用については、「発注関係事務の運用に関する指針の改正について」(令和2年1月30日付け総行行第23号・国官技第317号・国土入企第43号 各都道府県総務部長等あて総務省自治行政局行政課長・国土交通省大臣官房技術調査課長・国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知)により、国土交通省が実施する直轄事業に関するものとして作成する「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」及び「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」を参考として地方公共団体における公共工事の品質確保の促進について適切に対応するよう求めているところですが、地方公共団体における品質確保法及び基本方針に基づく取組を更に促進するため、その取組に係る入札及び契約の適正な運用を確保する観点から、各地方公共団体において留意すべき事項を下記のとおりお知らせします。

各都道府県・各指定都市におかれては、引き続き、品質確保法の趣旨に加えて下記留意事項も 踏まえ、工事の内容等に応じた適切な入札及び契約の方法を活用する等、適切に対応されるとと もに、各都道府県においてはその旨を貴都道府県内の市区町村に対して周知願います。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを 申し添えます。

記

- ・ 地方公共団体がプロポーザル方式等により公共工事等に係る契約の相手方を選定する場合は、 地方自治法上では随意契約と位置付けられているものであることから、これらの方法による場 合には、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に掲げる随意契約を締結することができ る事由に該当することが必要であること。
- ・ 特に、同項第2号に規定する事由に基づきプロポーザル方式等によることとする場合には、 上記各種ガイドラインにおけるプロポーザル方式等の適用の対象とする考え方も踏まえ、工事 等の内容等に照らして、これらの方式によって契約の相手方を選定する必要があることについ

て、説明責任を十分に果たすことが必要であること。

・ プロポーザル方式等によることとする場合において、上記各種ガイドラインを参考として、 これらの説明責任が十分に果たされるような具体的な手続を設けること等に配慮することが 必要であること。